

第 3 7 号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 5 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

東大和市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

東大和市長 尾 崎 保 夫

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第43条第2項」を「第43条第5項」に、「第44条」を「第44条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第28条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第42条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第42条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第42条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第43条第7項中「第44条第2項」を「第44条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第44条第1項及び第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第43条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第44条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過し

た日より前である場合には、同日) から第44条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第43条の2第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第44条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第44条に次の2項を加える。

- 5 第43条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第44条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から第44条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第43条の2第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第44条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日) から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第46条の6中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第47条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

付則第3条の2第1項中「第43条第3項」を「第43条第5項」に改め、同条第2項中「第44条」を「第44条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

付則第3条の3第1項中「第44条に」を「第44条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

付則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第1号等」を「附則第15条第2項第2号等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第5項を削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とし、第8項から第14項までを削り、第15項を第5項とし、第16項から第18項までを10項ずつ繰り上げ、同条第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第9項とする。

付則第10条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項各号列記以外の部分中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

- 12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

付則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

付則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第12条の2中「（平成27年法律第2号）附則第18条」を「（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第13条の2の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

付則第13条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度か

ら平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

付則第18条の11の次に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第18条の12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- （2）家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- （3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- （4）家屋の建築年月日及び登記年月日
- （5）利便性等向上改修工事が完了した年月日
- （6）利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第19条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第20条及び第21条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第21条の2、第22条、第22条の2（見出しを含む。）及び第22条の4中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

付則第22条の5中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第22条の8中「第17項」の次に「第18項、第20項」を加える。

付則第22条の9中「（平成27年法律第2号）附則第18条」を「（平成30年法律第3号）附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）第44条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成24年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第1項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定す

る旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。